

室訂服忌令撰酒分秋
人

73
6226
3



73
6226
3

目録

御書付に於

初書御親定記

七

セ

六

三

四

五

父斗に書子に母に書 後急を母に書 書子に父に書

父斗の書子に母に書 後急を母に書 書子に父に書 後急を母に書

娘方と孫姉妹方と甥方と養孫方と伯叔父方と 壬午以来書ありし御親定記より又書あり 頁のり

興津氏



73
6226
3

湯書付の初

湯書付の初

湯書

七

湯書付の初

尺方



去
五味均平蔵

一

湯書子願書に判元大同付尺方他分大同付在合出書

一

父斗に書子に母に書後系書に母斗に書子に父に書後系書に書付

一

父斗の書子に母に書後系書に母斗に書子に父に書後系書に書に書外書兄弟姉妹あり

一

娘方に孫姉妹方に甥姪に兄弟姉妹に伯叔父娘に書

一

壬午年書書ありに親従にあり又書に書あり 尺方あり

二付親類縁り紙中上り付書付

六一

又指筆以後、南、急書子、南、出降官、南、出書付、南、
又指筆以上十七筆、南、急書子、判元、紙中、来、北、
急書子、誠、不、友、可、

七一

急書子、依、同、姓、古、急、之、の、と、撰、ひ、多、お、寄、り、ハ、由、信、正、
而、し、紙、中、紙、之、の、あり

八一

正、年、ハ、各、及、末、節、急、子、之、と、云、又、ハ、急、子、の、極、々、志、古、末、節、或、
願、書、出、の、前、急、子、之、と、云、ハ、向、後、古、止、出、書、付

九一

急、子、改、め、志、急、急、子、之、と、云、依、之、の、前、急、子、い、ち、
以、後、急、子、が、上、の、急、子、家、譜、ハ、ハ、ハ、作、付、り、給、ひ、あり

十一

附、柳、助、九、所、依、出、年、月、日、指、在、古、更、り、急、子、之、と、云、全、紙、之、の、

急、子、之、と、云、依、の、多、く、不、得、成、仕、方、之、付、出、書、付、之、の、

十二

急、子、之、と、云、依、本、家、物、之、と、云、ハ、ハ、ハ、極、別、之、の、ハ、一、切、之、
り、急、子、書、付、之、の、

十三

急、子、之、と、云、依、兼、之、冠、件、并、証、文、記、上、も、不、在、在、急、子、不、能、
追、り、急、子、之、と、云、依、中、之、急、子、依、之、と、云、ハ、ハ、ハ、付、出、書、付、之、の、

十四

又、指、筆、十、七、筆、以、下、之、志、急、急、子、判、元、ハ、依、一、再、急、子、出、書、付、之、の、

十五

依、急、子、之、と、云、依、之、の、ハ、急、子、之、と、云、依、急、子、判、元、ハ、依、一、再、急、子、出、書、付、之、の、

十六

急、子、之、と、云、依、依、陪、長、陪、人、之、子、流、世、系、親、類、之、と、云、ハ、ハ、ハ、急、子、判、元、
ハ、親、類、之、と、云、ハ、ハ、ハ、急、子、判、元、

十七

陪、長、陪、人、之、と、云、依、牙、遠、又、依、牙、等、ハ、急、子、判、元、上、の、あり

六一

先達と申すは先向後之者、親類と申すは陪臣、他人は長子就成也書付し。

五九

此五年親類と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五八

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五七

此五年親類と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五六

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五五

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五四

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五三

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五二

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五一

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

五〇

先子と申すは先向後之人、親類と申すは長子就成也書付し。又長子就成也書付し。

三九一

活良浪人の子ハ由重弟の孫子に産成也書付

三九一

父妾と妻と在し其の母と在成以去ハ其の妾と云々判その母に
續々活良浪人の孫子に産成也

三九一

所目見以下ハ以下ハ其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の

三九一

母を其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

三九一

母を其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

三九一

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

成り其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

所目見以下ハ以下ハ其の孫子に産成也其の向後

所目見以下ハ以下ハ其の孫子に産成也其の向後

其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

三九一

町医師ハ其の孫子に産成也其の向後

其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

其の孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

孫子に産成也其の向後ハ其の母の孫子に産成也其の

三九一

三九一

三九一

三九一

三九一

四十一

山医所表子歿之儀 所目見医所又ハ所医所也ト云歿ハ良
ハ家業等ニ渡シ由用ニ之ハ之のト云歿ニ付ル

四十二

所目見以上ハ新親也 百部ハ表子ノ儀也 所目見以上ハ
向後由儀代均ハ百部ハ表子ニ先述表子ハ在無由儀代
元来延室ハ元

四十三

所目代ノ内ハ百部ハ之のト云ニ付物ニ唱ル向ハ儀代仕由儀代
入者由儀代志ハ右所代古キハ百部ハ表子ハ向後表子ト云儀代
表子ト云ハ表子ハ大切成リト云ハ紙筋同ノ礼也而ハ由儀代
由儀代ハ表子ハ由儀代ト云

四十四

由儀代より由儀代ハ將及後由儀代ハ元来由儀代由儀代ハ表子ハ由儀代
ハ表子ハ後由儀代ハ由儀代ハ向後由儀代ハ表子ハ由儀代ハ由儀代

四十五

縁組ヲ願増儀由儀代ハ由儀代仕由儀代向後ハ由儀代ト云

四十六

縁組歿ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

四十七

俸ハ表子ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

四十八

小表所歿ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

四十九

神田橋一ツ橋ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

五十

宝湯ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

五十一

少信ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

五十二

表子由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

五十三

所目見以上ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云ハ由儀代ト云

辛四

所書地 所成由高日也均同人留之依也代友之代也後也
斗多如向後也同付方也 作付少也

所成之長所依所也列作也

所成由高日也均同人留之依也代友之代也後也 作付少也

所成由高日也均同人留之依也代友之代也後也

辛五

壬

所書付之類

壬

為高子就書之判元大同付也他分大同付也合也取也同付
判元也他分也 寛永二丑年六月四日

為高子就書之判元也今追大同付也他分向後也大同付也
合也合也合也合也同付判元也他分也以上

丑六月四日

貳

父斗之書也也何也 母也 據也 母斗之書也也何也 父也 據也
也書付元禄六年改

一 父斗之書也也何也 母也 據也 母斗之書也也何也 父也 據也
也書付元禄六年改

母方之親類之推定ハ一夫之但書父之妻死去の時母子同
在波ハ一二十日を急ぎ一母之夫も回復之父子之推定
も其兄弟姉妹之推定も各別

但子有之故ハ近信ハ其母之推定も

附札

此度改ハ推定令ニ父子ハ母子ハ推定ハ除キ上ハ
以尋書ニ注ニ及

但父子ハ母子ハ推定も其母も其父も其母も其父も其母も其父も
近ハ近ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も
其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

三

父子の推定ハ母ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

兄弟姉妹ハ一子元孫九子年十二月十日本國府前同書所改ハ

其前近知ハ其父子ハ推定ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

此ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

一 父子の推定ハ母ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も
兄弟姉妹ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も
其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

此ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

此ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

一 母之親類ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も
其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

此ハ其母も其父も其母も其父も其母も其父も其母も其父も

一 離別の如くして人言子なきに他は不嫁の史婦に縁を遂げり及
古来の指忌なき

此良切紙に御節御座る記に

是ハ心切りの指忌令書人ニ不及

父方之祖母之父母之祖母之父母ハ母方ニハる指忌なきを第一日

振方之孫姉妹方之甥妯娌方并孫孫之伯叔父姑之元孫十一

年宣六月廿二日大月廿八日伯叔方及不顧ハ書付之家

一 振方之孫姉妹方之甥妯娌父之姉妹方之後身ハ孫孫りハる母方

之孫

一 父母方子系ハる孫孫り之伯叔父姑ハ之日之忌七日之後ニ至

宣六月

古ハ心切紙に御節御座る記に

五 壬午以来古子之縁に及ハハ心切紙に御節御座る記に

之縁に及ハハ心切紙に御節御座る記に

壬午以来古子之縁に及ハハ心切紙に御節御座る記に

縁に及ハハ心切紙に御節御座る記に

此縁自ハ心切紙に御節御座る記に

大々ハ心切紙に御節御座る記に

此縁自ハ心切紙に御節御座る記に

此縁自ハ心切紙に御節御座る記に

未十一月

六 又指忌以後之縁に及ハハ心切紙に御節御座る記に

六申年二月廿六日長門守殿書

又指筆の書く面々為書子より所許言多しは 所代
所割禁の控先又指筆の後之子多の志花去し一筆の書子
何しごの片小重の物に於て病ヲ扶けしその支配を以て宅
在紙對面と之の書と在酒の如くして又指筆以後為書子
獨に流せしを於て所と 所許言多し一筆の志を物花意中
と支配取て宅の在紙及び之を志て於て方所の如くして
所代と所割禁の控せられ 所許言多し一筆の控上
又指筆の後遠近の書を信じて去多し面々一筆の連その心を
い書子より於て在りし也

西徳六年申二月廿六日

七

又指筆以上指七筆以下と面々為書子判元之依り來り先は紙
の如く及より西徳六申年二月廿六日

大目付札の如くは先せん付の方よりと一筆の如くは紙の
右側の如く書面と一筆の如くは紙の右側の如く
又指筆以上十七筆以下と面々為書子判元之依り來りて
右側の如く書付し紙の如くは紙の右側の如く

申年二月廿六日

八

又指筆の如くは紙の如くは紙の右側の如く
とのより書保記云年二月廿六日

覚

一 書子判元之依り來りて一筆の如くは紙の右側の如く

以能く肉を食ふ事無く志として申就答に日向後と書子能く時
親親書より其太一家の内在事としての事くよおわん
その事と加へる事あり

一人と舞書子いふ一りり同姓の内書子いふ多を居るお意
去去く依り日向姓と書子他人の舞書子能く日向姓同
姓の内書子一り仕答く去書子又と何とそお意於てこそ
そ一紙と之他人の舞書子能く依りて居る事あり
一 其の書子一り同姓古意く去り撰ひ若多く一おわん
一紙の依りて居る事あり

亥二月

所傳月三書く一り日向武ヶ而一紙は書子能く一りり

九

九年の各及末就書子一りり去又ハ書子一紙は去書末就武就書
お以前方多く一りり日向後お止書子保又子年八月廿日通河原
也海

近年の各及末就書子一りり去又ハ書子の依りて居る書末就武
就書出ハ書子多く一りり日向後お止去書子保又子知就
以去ハ依りて居る子細多く一紙は去書而及書知日向
日向後依りて居る通河原也海

十

書子波の去書書子と也一りり日向後一りり書子保又子一りり
書子波の去書書子と也一りり日向後一りり書子保又子一りり
月廿七日

書子波の去書書子と也一りり日向後一りり書子保又子一りり

実子出せぬ先を實子家智と云 作付日書りたる日又實子
一うそ取れぬ物も右通り實子何とせしは後無き事なり
病年よりある也中々強盛候に極り實子死ししは
ゆゑに中絶実方より中絶する事遠ししと云ふ上
子と家智とを致し極り病年又ハ書文に
致近する實子死ししは後無き事なり 作付日書りたる日
子也中云云 作付日書りたる日又ハ書文に
極りしは後無き事なり

高六月

十一 柳柳九所従出伴同言極者去更り實子死ししは後無き事なり
約言し不傳成仕方なり書付ししは高保平二年二月十日傳成後出渡

柳柳九所従出伴同言極者去更り實子死ししは後無き事なり
子に突約いふし不傳成仕方なり書付ししは高保平二年二月十日傳成後出渡
ハ極別極りたるも也書文に云ふ實子死ししは後無き事なり
依りしは後無き事なり 作付日書りたる日又ハ書文に
去りしは後無き事なり 今令依りしは後無き事なり
右心ゆき他は是吟味に書付ししは後無き事なり
右心ゆき他は是吟味に書付ししは後無き事なり
極小の書りたる日又ハ書文に

二月

十二 熱氣と書りしは後無き事なり 作付日書りたる日又ハ書文に
也書付ししは高保平二年十一月二日

一 惣領と若子の世に依りて世に傳へたる一は格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

一 一子と今後子細なる中若子の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

此の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

未十一月

十三

実子と今後子細なる中若子の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

追々実子と今後子細なる中若子の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

八月廿七日迄の反出後

世同封也

実子と今後子細なる中若子の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に
傳へたるは格別と稱して一切の世に傳へたるは格別と稱して一切の世に

成八月

五拾歳十七以下之志為養子則元足以後之為養子也書付之
享保十六亥年二月廿八日有由照度出後

享保廿五年八月廿日

五拾歳十七以下之志為養子則元足以後之為養子也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

括別れ其由定之通中其由也

一五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

通中其由也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

但元足以後之志為養子則元足以後之為養子也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

以上

二月

五拾歳十七以下之志為養子則元足以後之為養子也
但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

享保十七子年二月廿八日有由照度出後

四月廿日

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

但五拾以上之志為養子則元足以後之為養子也

子二月

右の母の長女御外

十六 貴子の仕り依陪長浪流子由重弟の親親とて先歿の為人の親
親とて各々いれを御叶ゆり享保十八五年十月七日伊豫守歿後
他人貴子の仕り依陪長浪流子由重弟の親親とて先歿の為人
人の親親とて各々いれを御叶ゆ

但右先達を由重弟の自今ハ以親との事由外

右の母の長女御外

丑十月

十七 陪長浪人の長弟とて伊丹遠又伊丹おを貴子歿の上り享保

十八五年十月七日伊豫守歿後

流子由重弟の親親とて先歿の為人

一 陪長浪人の長弟とて伊丹遠又伊丹おを貴子歿の上り

丑十月

右の母の長女御外

十八 先達の由重弟の長女向後を貴の親親とて陪長浪人の長子御成
由書付ゆり元文元年九月十日伊丹遠又伊丹おを貴子歿後

丑十月

陪長浪人の長弟とて伊丹遠又伊丹おを貴子歿の上り先
達を由重弟の長女向後を貴の親親とて陪長浪人の長子御成
由重弟の長男の男等所付ゆり自の長女を御外

右の母の長女御外

十九 由重弟の親親とて先歿の為人の親親とて各々いれを御叶ゆ

右ノ証文ニ記シテ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ

四月

三十一 此證文ノ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ
後ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ

此同付也

此證文ノ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ
後ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ

年十二月

三十一 此目石也 作付内意表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ丑
年十二月十日付後ノ復出後

此同付也

此目石也 作付内意表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ
牌ノ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ
作付内大場ノ是事表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ
作付内大場ノ是事表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ

十二月

三十一 此目石也 作付内意表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ
牌ノ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ

此同付也

此目石也 作付内意表子証文判元ハ尺ノ中ノ長アリノ是事ニ
牌ノ南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ非ズル南ノ是ハ是ノ証文ニ

再々大冢智古流へ依り就成候に代り長子不孝以後古流成り
但母亦如く此の事仕置不致候

右の事違ふに西九月同日に最下之母違候

二六

前同の事違ふに母違候に代り長子不孝以後古流成り
不若りり寛政二年六月廿一日佐藤重成候

母不孝候に代り長子不孝以後古流成り
不若りり寛政二年六月廿一日佐藤重成候
先達の事違ふに就成候に代り長子不孝以後古流成り
先達の事違ふに就成候に代り長子不孝以後古流成り

右の事違ふに西九月同日に最下之母違候

二五

妾後之男子波知生以後妾之男子波知生妾後男子之波知生
右の事違ふに西九月同日に最下之母違候

右の事違ふに西九月同日に最下之母違候
伯父之候事此の事違ふに西九月同日に最下之母違候

此の事違候

妾後之男子波知生以後妾之男子波知生妾後男子之波知生
右の事違ふに西九月同日に最下之母違候
伯父之候事此の事違ふに西九月同日に最下之母違候

二六

兄身取多しに代り長子不孝以後古流成り
成平六月佐藤重成候

此の事違候

十一月

三十一 父妾と妻と並しり母に成れり其母を以て其母別その母に依りて居る
浪人の長子就親成り家曆八百年二月廿八日信濃守復出後

此目付也

他人長子に仕りて居る浪人の子に並しり其母を以て其母別その母に依りて居る
人々親親を以て其母に依りて居る保十八五年古運に為人
親親を以て其母に依りて居る元元在年古運に

古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り
古運に依りて居る浪人の長子就親成り

二月

三十一 所目見以上より其母に依りて居る浪人の長子就親成り
八百年十一月廿一日信濃守復出後

所目見以上より其母に依りて居る浪人の長子就親成り

所目見以上より其母に依りて居る浪人の長子就親成り

所目見以上より其母に依りて居る浪人の長子就親成り

所目見以上より其母に依りて居る浪人の長子就親成り

古運に依りて居る浪人の長子就親成り

十一月

御目見以上も言傳へた
御目見以下も言傳へた
書子に作付の宝曆十一年六月十日揚屋屋敷に於て死す
合書

四月廿日

御目見以上も言傳へた

御目見以下も言傳へた

御目見以下も言傳へた

但右親類も言傳へた

大に御書八等年お進出り

御目見以上も言傳へた

御目見以下も言傳へた

一 醫師の診に家業も言傳へた

御目見以下も言傳へた

家業も言傳へた

又おれ以上も言傳へた

大に御書八等年お進出り

御目見以上も言傳へた

大に御書八等年

三五

書子に作付の宝曆十一年六月十日揚屋屋敷に於て死す

合書

四月廿日

御目見

此後ハ右殿ハ志カ業ヲシ波シテ申連申用之ルニ志テ申カレ依ルカ
来カ業未熟又ハ年々志テ申連申用之ルニ志テ申カレ依ルカ
志カ業 申目見以上ノ辨入ニ町醫所等ニ志カ業ノ志カ
此ノカ業等ニ波シ連申用之ルニ志テ撰カレ依ルカ
右ノ連カ業合医師申連醫師トシテ連カ

二月

四十一

申目見以上ノ新親カ 右カ志カ業子ノ依カ
申目見以下ノ志カ業向後申連氏均カ 右カ志カ業是連カ業子不申海也統
志カ業子ノ寛政ニ亥年二月十日掃海向後申連氏同十七日掃海

申目見以上

申目見以上ノ新親カ 右カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ

志カ業不申海也統カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ
新親カ 右カ志カ業子ノ依カ 申目見以上ノ

依 申目見以下ノ志カ業子不申海也統カ志カ業子ノ依カ

申目見以上ノ志カ業子ノ依カ 申目見以上ノ

申目見以下ノ志カ業向後申連氏均カ 右カ志カ業是連カ業子不
申海也統カ志カ業子ノ依カ 申目見以上ノ

依申連氏不申海也統カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ
申目見以上ノ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ
志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ
志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ
志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ志カ業子ノ依カ

御代の事 百兆の事の如く二事の唱へ向は候程仕小書御入
古御の事ハ右 御代古事 百兆の故にハ向後書子言 御代
寛政元年六月廿七日御前書度出後同古七日御

四月付

御代古事子ハ依出候ハ御代古事 御代古事ハ元來定室の事
御代古事ハ向ハ 百兆の事の如く二事の唱へ向は候程仕小
書御入古御の事ハ右 御代古事 百兆の故にハ向後書子
言 御代古事ハ向後書子言 御代古事ハ向後書子言
此出同付ハ依出候ハ御代古事

六月

御代古事子ハ依出候ハ御代古事 御代古事ハ元來定室の事
御代古事ハ向ハ 百兆の事の如く二事の唱へ向は候程仕小
書御入古御の事ハ右 御代古事 百兆の故にハ向後書子
言 御代古事ハ向後書子言 御代古事ハ向後書子言
此出同付ハ依出候ハ御代古事

六月付

四月付

御代古事子ハ依出候ハ御代古事 御代古事ハ元來定室の事
御代古事ハ向ハ 百兆の事の如く二事の唱へ向は候程仕小
書御入古御の事ハ右 御代古事 百兆の故にハ向後書子
言 御代古事ハ向後書子言 御代古事ハ向後書子言
此出同付ハ依出候ハ御代古事

ちと進向くはのち進向

四十七 牌を安波の長父を急ぐ候に付申書付しより宝曆己戌年七月
廿九日信濃より申渡

申書付し

牌を安波の長父を急ぐ候に付申書付しより宝曆己戌年七月
廿九日信濃より申渡

四十八 小菅所殿へ候に付申書付しより宝曆己戌年九月廿日信濃より申渡

申書付し

小菅所殿へ候に付申書付しより宝曆己戌年九月廿日信濃より申渡
止向くは腰に進む申書付し

四十九 神田爲一ツ橋外申渡の書付しより候に付申書付しより

宝曆己戌年七月廿日信濃より申渡

神田爲一ツ橋外申渡の書付しより候に付申書付しより
申渡の書付しより候に付申書付しより

五十一 宝曆己戌年七月廿日信濃より申渡

申渡の書付しより候に付申書付しより

申渡の書付しより候に付申書付しより

五十二 申渡の書付しより候に付申書付しより

是述

即成之良也休所也 作不防より

不防也男も女も之を以て休所之面も尚防防向を合之
く之の勿偏を不述も大切なる也男も女も 作不防より
子又ハ一時中も男も女も之を以て休所之面も尚防防向を合之
夜中ハ格別男も女も之を以て休所之面も尚防防向を合之
以東ハ休所別限より男も女も之を以て休所之面も尚防防向を合之
休所別限述より男も女も之を以て休所之面も尚防防向を合之

親の法親定之節

凡か

一

舞臺子と古文難得く其の娘ハ難得状不五五のり也
婦之縁切也

一

中身人々之く大身之因順養子い多し其の次男換主之男
順養子い多し其の次男ハ他人に不防成也

一

此或ハ後ハ其の上ハ各取遣給十口軍以下ハ其威之信ハ其也
其れ指す也其の内父死云忌年と穢忌日付ハ其れ指す也其れ也

一

其後ハ其れ一忌縁止仕不縁身返難得也其後年々其れ其れ也
其れ其れ也其れ其れ也其れ其れ也其れ其れ也其れ其れ也

五

初生より以後妻と離婚ありしは此迄の史記年表より云
右の如く父子供に就る縁に依りて成る事あり

六

父母に兄弟と伯父母と唱父母と弟妹と叔父母と唱父母と
男子未婚七歳に而して凡父母年三十五歳に後抑多し依り

七

後抑多し一歳後復然なるも其父年三十五歳あり

八

右云前同の例書

九

公家元々後臣に縁起する者あり縁起後臣に成る事あり
母の曾と百連ある事あり此の如く其子母の曾より付くる事あり

十

此の如く又初に親父より四親未だ成らざる者あり

十一

年長者の子の如く其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり
其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり

戸籍の如く之を教へたる事あり其流に之を成る事あり

十二

百姓に妻離縁後其後縁に成る事あり又縁に之を成る事あり

十三

其の子縁起縁後再縁起何し否近ハ否否あり

十四

何れ娘嫁姑あり縁起其後未だ結婚交交する内婦子あり
付付と姑あり其流に之を成る事あり再縁起あり

十五

前同の如く再同あり

十六

婚姻を禁むる事あり七月内より初産仕たり産後其後月數
不足するも其流に之を成る事あり

十七

其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり
其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり

十八

其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり
其流に之を成る事あり其流に之を成る事あり

四六一

元先他の書子に細事成子揚子
所自見も不在無以て是後也他事不友也

四七一

同姓異姓に祖解く事

四八一

右同以

四九一

知祖父母に祖解く事

五〇一

分祀配為に祖解く事

五一

庶姪類統等い多し以て休日數個に

五二

事合に依事友もも之を以て上上之を以て

五三

親子兄弟夫妻に非近き親類を毎座に

五四

禮法に唱ふ其定に中其に

五五

事家人に唱ふ其定に中其に

五六一

之を以て事合に男中流に一且陪長に事子正事以後不嫁
之付而席に後也此序と力に事代に高波に事不若也

五七一

一向宗に事子多し其書子い多し其書子正事以後不嫁
之付而席に後也此序と力に事代に高波に事不若也

五八一

林に何拾集に事用不若也紅表を用八年終事 佛事也
此書に事無人に妻再嫁に月數何ヶ月に在之再嫁不若也

五九一

時利而事に事に依何に事

六〇一

佛曲編内の口里に事内知に事内事也佛國新に事に依何
之を以て事に依何に事に依何に事に依何に事に依何に事

六一

佛に事方佛事に事に事に事に事に事に事に事に事に事に事

六二

佛事に事に事に事に事に事に事に事に事に事に事に事に事

父母之兄弟と伯父母
父母之姉妹と叔父母

右何れと右用ひ方並し居り候

書面之趣ハ父母之兄弟と伯父母父母之姉妹と叔父母に接
し居り候事ハ右に在り候事候候事

中川恒理書

八月廿一日

長谷川武吉也

七

實子未拾七歳ニ而も其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其
多一カ體後夜候所も其父文書ニ依りて文政二乙卯年依り
其後其父末依りて其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其

實子未拾七歳ニ而も其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其

いふ一カ體後夜候所も其父文書ニ依りて其

依りて其父末

八月廿一日

依りて其父末

右書面由用人竹田金吉等より其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其
多一カ體後夜候所も其父文書ニ依りて文政二乙卯年依り
其後其父末依りて其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其
實子未拾七歳ニ而も其父高年ニ其の故本腹時ニ依りて其
いふ一カ體後夜候所も其父文書ニ依りて其
所見見玉海内其の隠居其體古儀後夜候所も其父文書ニ依りて其
御目見而り上同之ニ其體古儀後夜候所も其父文書ニ依りて其
一節文ニ其後夜候所も其父文書ニ依りて其
定本其體古儀後夜候所も其父文書ニ依りて其
中述り其體古儀後夜候所も其父文書ニ依りて其
所見見玉海内十七文以下ニ其體古儀後夜候所も其父文書ニ依りて其

御目見ありし十七夜以下も隠居家習字致し奉り見たり
尚時ハ安らざる所なりしに在りしは物成り

右志前同好ノ例書在り通文化九年二月水陸寺法事
より出立申付後定立書同合

若子申す十七夜に父病中より波布後所より
隠居いふ一書習字後所より書文云々

九

公家元上陪長ノ縁起若子等ノ縁起一紙之書成り
二和年四月廿八日松平母法事家来法迎地法事并上更書同合
公家ノ縁起九結ハ何れノ事ナリ 伴前も之ハ此陪長ノ縁起
少何れ公家ノ陪長ニ在りしは流東家内

縁起ノ後ハ公家又ハ此九結ハ何れノ事ナリ
之も之ノ事ナリ公家ノ縁起ノ進ニ縁起ノ上ハ一人ノ一ノ世
公家ノ縁起ハ何れノ事ナリ此縁起ノ上ハ一人ノ一ノ世

同日月廿八日

後迎地法事

書面縁起双方書面より書成り
若子ハ此縁起也

十

母以男と古達か安いふ一書習字後所より書成り
又ハ此ノ縁起より四新号高波り高波り高波り高波り
此二高波り高波り高波り高波り高波り高波り高波り高波り
父在東男子或人ノ事ナリ此縁起ハ在在江男ノ初年ニ在りし縁起

不若少長之存也其別紙初年之牌ハ母一而其在
 母之母と尋ね高う以て才之尋中付外及中付為存
 一 母が妾波一以付牌ハ母波而海取人の中付を候之
 年ハ其の之より母子細之ハ先牌ハ掛ハ其之尋
 為之存ハ

一 母が妾而之より和子細之より牌ハ其の中付外及中付
 為之存ハ其の家内ハ其斗之より之存ハ

十一

聲子家管古流之上高年之聲子物と聲子い多一徳振家管
 解海之上和気中付並ハ徳振不才持之付家付之聲母中付並
 之久新中付并時ハ其方何より文政之元年二月赤川紀伊守家来
 氏家利馬ハ其年ハ初段中若瀬侍徳守ハ同合

聲子子之家管古流中付ハ其高年之聲子物と聲子い多一
 徳振家管古流中付ハ其通中付ハ其後徳振家ハ其和気中付並
 以高年時位而之不様一併ハ其徳振ハ其志ハ其後新縁度之家
 之聲母中付並ハ其高年之聲子物と聲子い多一
 以之其新縁度不其家管古流ハ其年ハ其又之聲母中付並ハ其
 不其家管古流ハ其高年時同合中付ハ其以上

赤川紀伊守家来

二月

氏家利馬

書面徳振ハ其徳振ハ其志ハ其新縁度之聲母中付並
 其聲子物と聲子い多一其新縁度之聲母中付並ハ其
 篇之存ハ

十三 百姓之妻離縁後又再縁之古儀又離縁之後又再縁之時より寛
政七年七月七波山城守家来中村費目出初之旨の推存托寄書
山城守領分上別利頼親浪田郡新田町百姓伴八家安永八年
同新中町百姓孫市娘縁仕仕以不熟之旨離縁仕之後同令
再縁仕時安寛政二年又々離縁仕以以子依古者より新田町
之世縁仕又々時安永古儀是追同人と再縁之後百姓脚
去之後之旨承他以以九毒之旨亦成以之旨何之旨亦成以之旨
為以篇之旨之旨亦成以之旨亦成以之旨亦成以之旨亦成以之旨

七波山城守家来

知七月

中村費目

此書面再々縁之儀縁後之上ハ此書面再々縁之儀縁後之上ハ

了り存以上
了り存以上

并八月

十三 貴子不熟之旨離縁後何ヶ夜追ハ不熟之旨より文政三年巳月
十二日同是旨より家来大森直助不熟川金吉其旨同令

貴子不熟之旨離縁後貴子不熟之旨何ヶ夜追ハ不熟之旨
不熟之旨又妻不熟之旨離縁後再縁仕時依何ヶ夜ハ不
熟之旨亦成以之旨

書面貴子不熟之旨離縁後貴子不熟之旨何ヶ夜追
尸内定也之旨より九離縁之時迄之旨家来下尸内定也之旨
より親友挨拶以上

一 病年号之双方中後之上難保仕或ハ病年号之出所ハ之者子
那多縁起然ハ後何ノ夜最モ苦長ハ在ルハ兼ハハ均正在
此順事何ハ上

書面ニ述ハ者子病年号之難保又モ病死亦ハ均正是
又何ノ夜モ死テ在無ルハ均正是ハ前条同様ニ付前ハ既
親友挨拶ハ難保ニ後ハ別帳ニ存ル

田豐前年書

四月七日

大森林意助

十四

何某娘何某子縁起然ハ海江 作出結納取交之月病年号
病年号之出所ハ海江在無ルハ再縁起之月文政三年八月
月二日癸卯大膳書吏某ハ大久保和信書面

何某娘何某子縁起然ハ海江 作出結納取交之月病年号
去仕ハ付才也病年号之願在無ルハ右縁起之再縁起仕度
右ノ所在無ルハ最モ苦長ハ在ルハ兼ハハ均正在
何ハ上

癸卯大膳書吏某

八月二日

右

書面ニ述ハ者子病年号之難保

十五

前同所ニ依リ再何ノ月文政三年八月二日右同合某ハ右同人
大膳書吏某前年書面ニ據及病年号之出所ハ文化十一年七月
縁起然ハ海江同前同月二日縁起ハ門接中ハ結納取交
之月定方前年文政三年二月二日縁起ハ後

其内也捕屋二男初之助及掃子之政房方同年六月廿七日御
其 作前住持定古節及縁組之通古海山内大膳堂推常
縁家上福我山内之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
石若依之山内之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
以候内内意古向候上

其年大膳堂更古也

八月二日

名

大膳堂方之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
一之儀古重右初之助及再縁組仕度古古

十六 惣綱古重右初之助及再縁組仕度古古
之儀古重右初之助及再縁組仕度古古

福田八百五十九之儀古重右初之助及再縁組仕度古古

縁組願古海父或之助方上之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
以他上之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
括別月敷不足之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
之儀古重右初之助及再縁組仕度古古

山内意古向候上

八月廿八日

福田八百五十九

其之古九月廿七日御
其 作前住持定古節及縁組之通古海山内大膳堂推常
縁家上福我山内之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
石若依之山内之儀古重右初之助及再縁組仕度古古
以候内内意古向候上

例

只今之儀

改新縁並に母と引に書有之候に不取成に父存すとの

言も古母及大母の父存見音也、古縁に不若に

十九 所目見以下、志、所宮、淨統、不取成、日光堂山仕、所宮、淨統

仕度方、不取成、他、不取成、何、寛政二年、四月、廿六日

所目見以下、志、所宮、淨統、不取成、日光堂山仕

所宮、不取成、何、寛政二年、四月、廿六日

曲、剛、指、以、所、年、候、或、給、申、補

支配、日光、所宮、高、其、加、淨、統、仕、度、方、願、之、志、多、也、在、此、候

是、近、高、山、所、宮、淨、統、仕、度、方、願、之、志、多、也、在、此、候

淨、統、仕、度、方、願、之、志、多、也、在、此、候

所宮、不取成、何、寛政二年、四月、廿六日

所、神、往、之、所、在、此、候、志、多、也、在、此、候

系、統、仕、度、方、願、之、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

所、目、見、以、下、志、多、也、在、此、候

書面 御目見以下之書類... 此後授... 及元年也... 紀伊殿... 及八十... 恒中... 余... 一初... 恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

三三

及元年也... 紀伊殿... 及八十... 恒中... 余... 一初... 恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

恒為人... 一及八十... 恒二十年... 右同合... 下れ... 書面... 志... 身分... 恒中... 一初...

江流を死する不苦後と云ふ

但書一江の本文に母の行を別言す

書面但書に母八十歳以上と云ふは依り定まらざるは母八十歳に到りし時云々 所免を叙せしむるは向ふ事尚ほ

初年叙に母の死に及ぶと云ふは依り定まらざる

二三 所見以上の徳治後没心初年二男と年叙を和の解書あり

此の依り定まらざる文化元年四月田原玄蕃以て是れ終りて馬の産後之方より同合

所見以上の徳治後没心初年以前初年と云ふは二男兄弟の在るに二男和の解書あり是れ依り定まらざる

田原玄蕃以て是れ

四月

徳治元年

書面 所見以上の徳治後没心初年と云ふは二男兄弟の在るに和の解書あり是れ依り定まらざる

所見以上の徳治後没心初年と云ふは二男兄弟の在るに和の解書あり是れ依り定まらざる

書面 所見以上の徳治後没心初年と云ふは二男兄弟の在るに和の解書あり是れ依り定まらざる

二五 万石以下の熱心男子和の解書二つありは父子別振没心

和の解書二つありは文化元年八月同合書件長云々 有和の解書二つありは文化元年八月同合書件長云々 有和の解書二つありは文化元年八月同合書件長云々

水回明記元

根束喜内

水回明記支記

公人朝夕人

右に上下括り及又之に水回括り及又水回合り以上

十月

根束

書面公人朝夕人之儀水回序前水回送町人之序に在
りし以上上下括り水回括り唱りとのをさすは是存に

二十八 熱氣男子在果此熱氣後男子初少身本服之娘に聲書子以爲一
重追之妾後之男子順書子於之在所不伺之り以方例書每穿琴
以爲一以水書每穿琴之り付更此右名に同合り別紙例書平
紙に付右に紙と下之札に及接取に

十二月六日

柳京華之御取扱

熱氣

本服

一 熱氣 何之儀に

同服

一 娘

妾服

一 男子

右妾後之男子に本服熱氣在生之内水回中上重衣熱氣取之
か不中此推定未初少之も之に付右本服之娘に聲書子取
取に付右重衣之り付右重衣以上之妾服之男と追之儀に之も取
成りし順書子取取に付右重衣以上之水回同合り以上

書由妾腹之男子虛弱不能成其子一
以上大妾孫之男子出之丈夫之古成以之順其子之古成
及孫古所成之古成

例書

明和己亥年八月

以有私熱願同姓河内与病死仕以付嫡孫水經之年叙以嫡孫
八節大前依為春初生之虛弱也在此以付嫡孫水經叙也在此
河内与娘私妾女仕聲名子仕有子存私小男孫叙叙也在此
下年叙以孫叙叙妾孫叙依此在此古成古成血孫能在此古成
之孫叙叙以此上

八月

大久保志廣也

孫成子りり

二十九 父子初之去音病門波一以符之り其同和承考不松平回宮に同合

寛政十一年

宝曆七年人音病門以る古古松生下地考及孫叙以安永九年
同依同合之れ同依之孫叙叙之れ孫叙叙之れ不古初古古古
海り不其同和承考承久之れ同合

寛政十一年六月廿八日松生下地考及孫叙叙以古之通古古古古古
依之り古松平回宮其同和承考及孫叙叙

父子初之去音病門同病人に父子一新音病門古成りりり

父妻音病りりり

子母音病りりり

古くは水産

五月

三 初盆に志賀仕之良
杉浦若狭と分回合

殿中若狭の文化は近年中興也此

書面初盆に志賀初る 御同定在無之後年指之良月
次初仕初在無の志賀年指之礼ハ二月に在初は及之之礼也
玉指之及之礼也

慶斗月長袴之日ハ

二月三日 三月三日

慶斗月長袴之日ハ

二月十日同廿八日 二月廿八日 二月廿八日 二月廿八日

給慶斗月止十二月廿月之良ハ正月斗慶斗月

白帷子長袴之日ハ

七月七日 八月三日

腰紗小袖長袴之日ハ

九月九日

腰紗小袖長袴之日ハ

二月十日同廿八日 二月十日同廿八日 二月十日同廿八日

十月三日同十六日 十二月三日同十五日

同袴之日ハ

五月三日 九月三日

襟帷子長袴之日ハ

六月廿日

同日申時

六月十六日 六月廿日 七月廿日 同日 八月十日

三十一 即日見以上之面、八袋入杖為持、多不若、
同日見以上之面、八袋入杖為持、多不若、
同日見以上之面、八袋入杖為持、多不若、

廿九日、代友早川八袋、
廿九日、代友早川八袋、

袋入杖為持、多不若、
袋入杖為持、多不若、

大目付元、
大目付元、

用石若、
用石若、

若方八袋、
若方八袋、

廿九日

孫古馬

三十二 婦女人、
三十二 婦女人、

十月十九日、
十月十九日、

婦女人、
婦女人、

在、
在、

田豐前

十月十九日

寺田源

書、
書、

三十三 先妻、
三十三 先妻、

在、
在、

先妻、
先妻、

在、
在、

初夜

書面交之家母に唱ひ及不從母母亦高之親類書折に書
おれ長古從母母に父に各面書面之書おれ禮に身有之
等しくけ付家女に禮おれ及高之家女妾唱言ハ高別若極
り義等しくけ付高極親及接接ハ

三七 初之厄女に名目何しきり文政之辰年十月晦日松平和泉守が東
南八古島が水地之御代に同合

父存命に同父に兄弟姉妹并に身に兄弟姉妹他長子又ハ
嫁り父母死云後長家亦離縁高家高に立居り高に身高
之厄女に御叙父姑兄弟姉妹に唱ひ及不從母母亦高之親類書折に書
おれ長古從母母に父に各面書面之書おれ禮に身有之
等しくけ付家女に禮おれ及高之家女妾唱言ハ高別若極
り義等しくけ付高極親及接接ハ

一 右長子に高有玉紙縁付高有仕其家高に高有長古厄女に各目ハ

等しく御代に在り
右初之厄女に名目何しきり文政之辰年十月晦日松平和泉守が東
南八古島が水地之御代に同合

十月晦日

南 八古島

書面二ヶ條先厄女に在り心内高有

三六 初之厄女に名目何しきり文政之辰年八月廿九日島根母高有東
伊東松平高有町高有村高有同合
初之厄女に名目何しきり文政之辰年八月廿九日島根母高有東
伊東松平高有町高有村高有同合

從古年數高有之ハ高有等高有之ハ高有等高有之ハ高有等

一 如子代の嫁りぬる勢に離縁後再縁に於年月未詳

早 若子と表父共果し以て及下若子の妻と里方兄有為
願し車高和之亥年

妹在居願

易合

作法主水妹

元少伊集

大井新右衛門 死若子

大井吉太郎 死妻

右新婦義新本若若子若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻

右書中ノ度方寛政九巳年十二月七日私父内記を記し其同年四月
廿七日願し母は 作付新本若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
和元為年九月十七日右書高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
未年若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
右書中ノ度方寛政九巳年十二月七日私父内記を記し其同年四月
廿七日願し母は 作付新本若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻

書面高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
右書中ノ度方寛政九巳年十二月七日私父内記を記し其同年四月
廿七日願し母は 作付新本若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
和元為年九月十七日右書高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
未年若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻
右書中ノ度方寛政九巳年十二月七日私父内記を記し其同年四月
廿七日願し母は 作付新本若女高和縁結仕父方は川左金造と婿姻

姑ノ家何そ子細々々々何そ文化之意年比月山口幸十郎園合之内

伯叔父母之儀と贈忌記のその前々分伯叔父母のその儀
之字何そ子細之儀と此の儀

但後忌記の書面有る已と前々分用其の儀と此の儀

書面之趣を父之姉妹と其の姉と稱す伯叔母同す

四十二 長子との家の習を儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

憚る家之嫡子と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

書面他家古儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

憚有る長子と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

お前の儀長家親類懇話之上と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

四十三 父存生之内他家長女いあ一と父病死後長兄の儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

縁の儀一いあも不若儀のその前々分用其の儀と此の儀

常流の儀一いあも不若儀のその前々分用其の儀と此の儀

書面由何の趣接授の儀と此の儀
修儀由何の儀

二月廿二日 永井親貞

別儀父存生之内他家長女は此の儀父病死後長兄の儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀
長女離縁仕りも不若儀のその前々分用其の儀と此の儀
西側は此の儀近古儀の儀接授は此の書面等長兄の儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀
此の儀趣を父の儀同儀と此の儀長兄の儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀

二月

永井親貞

右の儀同合の儀一いあも不若儀のその前々分用其の儀と此の儀
遺言の儀由何の儀長兄の儀と此の儀のその前々分用其の儀と此の儀
関の儀一いあも不若儀のその前々分用其の儀と此の儀

書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

四

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

七 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

仕再他之書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

本年也書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

子向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

仕再他之書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

仕再他之書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

本年也書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

一 書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

仕再他之書向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

子向表兄身之語之由成其父死後子細之新縁也

り文化六己年申右子長谷川江村島下中合以上出計礼乎。

書面内痛身に由他後子帝舞者子波之後右子痛
守姓守波に九他家子等取以成節に之有
書面後右所衣未 申同兒後右取以成節に之有
右及取に之有

高原市市東

小川中村

四十七 同姓異姓之和解より文化六己年八月廿四日地由京河保より國會

商人之辨者子之出亦姓名とある余は之異姓に
書面異姓之唱に之同苗之亦父方母方取る親親何違是姓に

四十八 古同り同り國會

商人之辨者子之出亦姓名とある余は之異姓に
書面之通に之之男等と他に書あり之先之孫に同姓
之は娘と他は嫁と之先之孫に異姓に

四十九 和姓父母之和解より

婦子産在家女之父母之和姓父母に
書面之通に母方之和姓父母之唱に之孫あり之既男女と産
家女籍同に之一家女之父母に子為和姓父母に之有

五十 分地取高之和解より

自分之初分地分と之分地に之自分之初分地内之地面不
分と之同に之分と取高に之有
書面之通に分地と取高に之有自分之領に之同に分

廿四 獲椽と唱りて果てしむるの文化也 卯年八月十日小室東大屋史合園合

一 獲椽

獲椽と唱りて果てしむるの文化也 卯年八月十日小室東大屋史合園合

一 具足椽

具足椽或人持て人持て之の儀先を尋くは是百連の儀
人数は多少に依りて決るなり

廿五 出家人の唱りて果てしむるの文化也 卯年八月十日小室東大屋史合園合
右邊の儀は百曲と唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀

出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
上人根取の儀先を尋くは是百連の儀

一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀

一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀

一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀
一 出家人の唱りて果てしむるの儀先を尋くは是百連の儀

七月

同人

廿六 之の儀先を尋くは是百連の儀

其後此種所存の如く書代と書改りる所不著すとの文化史は年十
二月十日の書合内夜和記の國會

書合

内夜和記

國會

之の如く以下書合の書代と書改りる所不著すとの文化史は年十
二月十日の書合内夜和記の國會

十二月十日

國會

書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

廿七

一向宗の書代と書改りる所不著すとの文化史は年十
二月十日の書合内夜和記の國會

任職りの如く書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

八月

國會

廿八

扶ハ何拾筆の如く書代と書改りる所不著すとの文化史は年十
二月十日の書合内夜和記の國會

書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

扶ハ何拾筆の如く書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

扶ハ何拾筆の如く書代と書改りる所不著すとの文化史は年十

志再緣石任心... 書局... 姑... 再

廿九時到九方... 中營... 廿九時到九方... 中營... 廿九時到九方... 中營...

今晚 子丑寅
今晚 卯辰
今晚 巳午
今晚 未申
今晚 酉戌亥

古... 今... 古... 今...

水... 夜... 公... 英... 古... 今...

九月十八日 平... 古...

書... 唱... 七... 以上...

時折り前と下別と唱ふるのみ

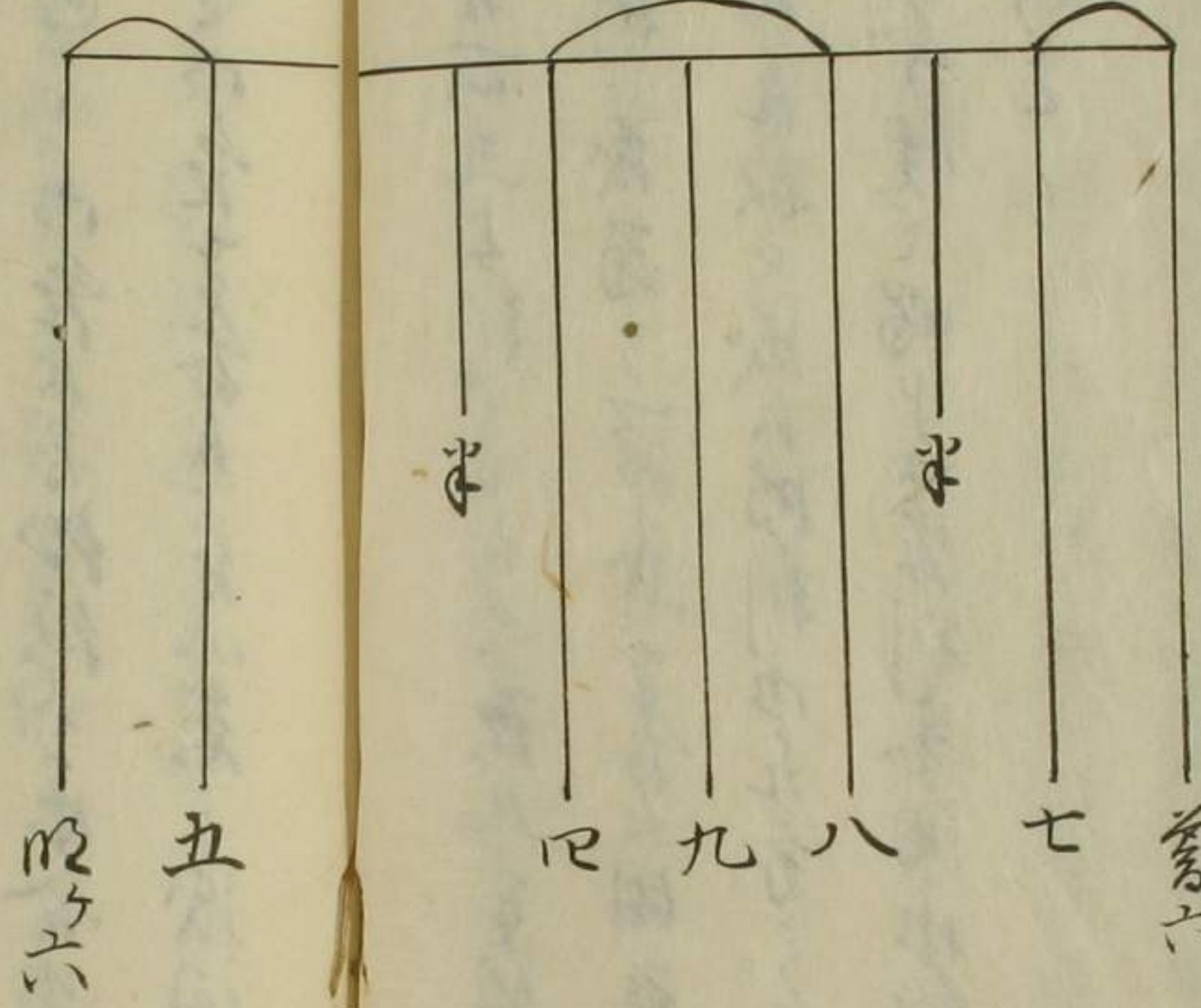
夜明けの日の近き夜と日入りの日暮の近き夜と中間の夜とをいふ
一、中間の夜と夜明けの夜とをいふ
二、夜明けの夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ
夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ
夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夕

昼

朝



夕七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

夜七の時の夜と夜明けの夜とをいふ

六月七日

天文百

右田曾右衛門

六十一 由曲梅内分口里内和... 船渡... 寛政三年...

書右里敷... 冲国... 通...

八月

中川初翁

在方... 神社... 依... 船渡... 寛政三年...

一 昭和二年... 船渡... 寛政三年...

七月

大目... 水月付

六十一 湯之家... 横山...

書面出之家方出處之言に途中より往途の良可なり
所目見以上より候へ先拂種合尺斗改下馬先被取与之
り長刀尺被取ら下之指通り之出時を改之の指
書面日光出門に達中より往途の良可なり
下之指通り合之候へ尺斗通り之出時を改之の指
日光出之出通り之良 所目見以上より候へ達中より出通り之良
中亦然之候へ布衣以上以下出通り之良可なり
以上又ハ先伏之仁出通り之良可なり
下 所目見以上より候へ尺斗通り之良可なり

八月

新栄院
櫻仙院

六十二 所目見持系より出候人元於及申連女方より候
本社号合紙より文化の在年十月十日由同付依地字より取扱出候
同付古山文藏屋長及出候所

御目見持系より出候人元於及申連女方より候
本社号合紙より
右に趣園合の付大月付并同候一統に趣園合の付及後段
屋長殿出候所希書に趣園合の付取扱出候屋長殿連女方
御目見持系より出候人元於及申連女方より候
人持系より向へ候御目見持系より出候人元於及申連女方
以上より候接扱申上り候御目見持系より出候人元於及申連女方

字古山

所来不持来... 出役人... 幅狭... 延... 延... 延...

古... 世以上書... 古... 延...

六十三

婦子... 男子... 文化... 延... 延... 延...

延... 延... 延... 延... 延...

延... 延... 延... 延... 延...

延... 延... 延... 延... 延...

延... 延... 延... 延... 延...

六十四

延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延...

延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延... 延...

書由他家取續... 一家及新... 志光海... 如何... 九月

九月

空 改之紀回土... 二月七日... 改之紀回土... 但大高之回土...

右

公道... 改之紀回土...

書由... 改之紀回土... 改之紀回土...

空

改之紀回土... 己年八月... 改之紀回土...

改之紀回土... 改之紀回土... 改之紀回土... 改之紀回土... 改之紀回土...

いぬを母とす

六十七 舞臺子多るその女子は後難縁と女子は長徳文の長女といふ
他の娘は依りのお母のしり文政六年六月十日也田山城を築
山中十三日お多し油八節に回合

家へ娘は舞臺子と取男如く子供おとすくはれお舞臺子といふ
長文といふ處に有難縁はれおとすく男子は舞臺子といふ附を如くと
も俱に有るはしりつりお舞臺子といふの意困窮をる飢渴をう及
初は仕合はれおとすく長文男は長文男は成長といふ古事
長文の長女は仕他は縁附はれおとすく長文男は成長といふ古事
書面へ通し娘は舞臺子といふおとすく長女舞臺子といふ
長文長女といふ他の娘は依りてお母といふ

六十八

舞臺子の子供は後難縁といふ男如く長徳文の附つて
長家と他の長子有極は依りて長徳文の附つて
少は主秋家と長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて
舞臺子の子供は後難縁といふ男如く長徳文の附つて
おとすく長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて
依りて長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて
一 長家と他の長子有極は依りて長徳文の附つて
長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて
おとすく長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて

由也

男子は長徳文の附つて長徳文の長子有極は依りて長徳文の附つて

後之有無不計其功之在否也夫生涯瘡人之在成以係成長
近者不計其功之在否也夫生涯瘡人之在成以係成長
一女子之在對以成之在否也

重訂服忌令撰註分釋跋

服忌令撰註者天明辛丑山形之士長山先生所撰也至于文化
庚午我北藩滕君次章分釋之其旨趣者二序已悉矣今歲滕
君嗣子次愴重訂而增補之以備于不朽矣蓋次愴篤於斯道
能繼其志能述其事博學審問窮日之力幸而得之樂以忘
憂方孳孳于肯堂之業也書成令不佞跋之曰僕所再考實
雖似蛇足竊願後來與僕同志者幸資於是皆無過於斯道
而得供 國家萬一之用則令僕得免於素餐之謂乎不佞曰
不朽之功其偉也哉後進之治斯道者舍諸矣適不勞而得其所
求者莫近於是矣亦唯南山之行羽而鏃之其入也亦深哉可不
謂珍重全美乎夫孝者善繼人之志善述人之事者也遂昏為跋

文政四年辛巳歲三月同藩源重載撰

